

山形県教育委員会告示第 14 号

博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 20 条の規定により、次のとおり博物館の登録を抹消した。

令和 7 年 10 月 21 日

山 形 県 教 育 委 員 会
教 育 長 須 貝 英 彦

- 1 登録抹消年月日
 令和 7 年 9 月 10 日
- 2 設置者の名称及び住所
 公益財団法人蟹仙洞
 上山市矢来四丁目 6 番 8 号
- 3 博物館の名称
 蟹仙洞
- 4 所在地
 上山市矢来四丁目 6 番 8 号